

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 17 日現在

機関番号：23901

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24520475

研究課題名(和文)法の諸分野における法律スペイン語に関する言語学的比較研究

研究課題名(英文)A linguistic and comparative study of legal Spanish in various fields.

## 研究代表者

堀田 英夫 (HOTTA, Hideo)

愛知県立大学・外国語学部・教授

研究者番号：90128637

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：スペイン語圏の各国憲法の言語についての規定、国名形容詞、立法・行政・司法の基本的用語の相違、これらの用語と日常語調査結果とを比較した。憲法に公用語規定がない国は、法律レベルの規定を調査した。アメリカ合衆国憲法と日本国憲法の表現効力について、スペイン語版の未来形とを定量的に比較した。ペルー・スペイン語の地域特徴をケチュア語の影響も視野に入れ、裁判記録を含む現地収集のコーパスを対象に人称代名詞脱落、使役構文等を調査・分析した。比較憲法学の観点から、初期のスペイン、ペルー、日本の交流の中で、人民主権原理の伝播、法制度と植民地統治原理、多文化共生、立憲君主制、立憲主義の概念等を比較検討してきた。

研究成果の概要(英文)：The legislative, administrative and judicial basic terms in the constitutions of the Spanish-speaking countries are examined and compared among countries and with the results of surveys of colloquial usage. In the constitutions the provisions about languages, proper adjectives, etc. are examined. The illocutionary force of the Spanish versions of the constitutions of the United States and of Japan are compared quantitatively. As results of the field study and the corpus of the Peruvian (Andean) Spanish, we were able to observe the characteristics in the loss of personal pronouns, causative sentences, etc that could be considered as influences of Quechua. The propagation of the popular sovereignty principle in the initial interchange of Spain, Peru and Japan, the concepts of legal system and colonial rule principle, multiculturalism, constitutional monarchy, constitutionalism, etc. are considered and compared from the point of view of the comparative constitutional law.

研究分野：スペイン語学

キーワード：法言語学 比較憲法 ペルー スペイン スペイン語 言語接触 憲法 公用語

### 1. 研究開始当初の背景

1990年代初頭から増加し、すでに定住化傾向を見せつつある在日外国人の存在によって、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語といった言語的関心のみならず、司法通訳の必要性和2009年5月からの裁判員制度導入等から、それに応じた特定領域言語としての法律スペイン語への関心は高まってきた。この領域に関する学会や研究会が次第に組織され精力的に活動しているのはその証左である(一例として、学会としては2009年に設立された「法と言語学会」がある)。

言語学の分野において、法律言語への関心は年々高まりつつあるが、それはもはや教育や通訳・翻訳といった実務に直結する理由というよりは、当該言語の内包する言語の豊かさや複雑さゆえの理論的かつ言語学的魅力によるものである。同時に近年の法律スペイン語に関する研究には、法制度のなかに位置づけてその文脈を解明していく必要性が強く見て取れるのであり、法学者と言語学者の協働研究や学会発表がしばしば見られるようになってきた。法律スペイン語に関する研究において見られる観点は、主として次の二点を摘示できる。第一に、翻訳や特定領域第二外国語教育をねらいとした応用言語学的研究であり、第二に、様々な言語学的観点からの法律スペイン語に関する分析を含むより理論的研究である。第二の点については三つにまとめられる。一つ目が、文書作成における語彙選択や言語的規範性を高めることによって法律家や通訳者のニーズに応えるためのテクニカルタームの確立である。次に、ある法律関連文書の構成や立論のより明確な理解を可能とする個別の文法的諸要素の研究(形態統辞論)であろう。そして最後に、様々な形態の文章や公共空間における法律用語の使用の重要性を示す文章の研究である。

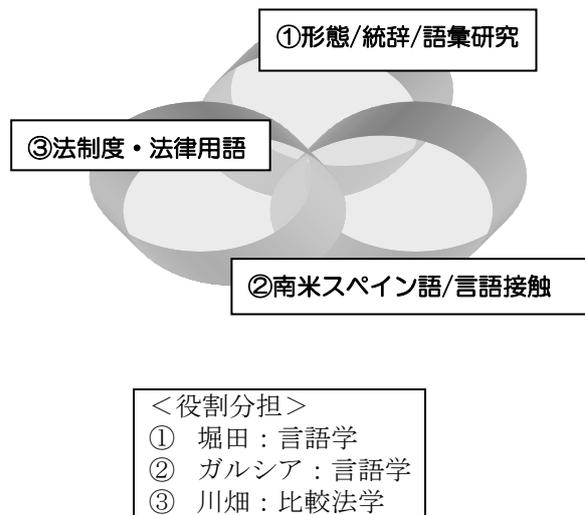
### 2. 研究の目的

在日スペイン語話者の多くがペルー出身者であるという現実的要請に鑑みつつ、法の諸領域にわたる法律スペイン語をペルーのそれを中心に据え、法学領域からの法制度の位置づけとともに、語彙、文法、文脈的なレベルから言語学的分析を行うものである。同時にこの研究は、このようにして(1)特定領域スペイン語教育と(2)通訳・翻訳の実務領域に対して、理論的基礎を提供することを試みる。本共同研究を構成するメンバーにはすでに足かけ5年にわたる法律スペイン語に関する成果があり、本研究は言語学と法学の理論的協働を最終目的とし、法律分野にとどまらない特定外国語研究に対する方法論的示唆を導出することをねらいとしている。

### 3. 研究の方法

法律スペイン語を対象に、語彙・意味、形態、統辞、談話の各レベルにおいて言語分析

を行う。資料として(1)スペイン語圏諸国の憲法、刑法などの条文、(2)裁判等の場面での録音録画資料および(3)判決文・供述書等の文字資料の3種を用いる。対象はペルーを主とするが、比較対象としてスペイン語圏諸国や日本等の憲法や法律のスペイン語訳も対象に取り上げる。また日常語との比較も必要であるのでスペイン語地域差研究(方言研究)としてペルーのアンデススペイン語の特徴についての研究も進める。分担者川畑博昭が持つペルーの裁判所・検察庁等の官公庁との繋がり、分担者アナ・イサベル・ガルシア・テソロが持つスペインおよびペルーでの人的繋がりにより裁判等の録音録画資料、判決文・供述書等の資料をペルーおよびスペインで入手する。またスペイン等で行われる法律スペイン語および特定領域スペイン語に関する国際学会で、同分野研究者との意見交換を行う。



### 4. 研究成果

(1)ペルー、スペインを含むスペイン語を公用語とする21か国(プエルトリコも同等に扱った)の法律を言語学的に研究するために、各分野の法律の基となる憲法を対象として、一部日本国憲法及びアメリカ合衆国憲法の準公的スペイン語訳も含めて、言語学的に比較分析した。

- ① 組織名・職名(国会、行政の長、司法)の基本用語は、スペイン語圏諸国間で相違があり、また日本国憲法スペイン語訳で使われている用語には、スペイン語圏諸国憲法では使われていないものがあることを明らかにした。
- ② 憲法条文上の用語を、教養ある階層の口語スペイン語日常語の語彙調査で現在までに公刊されている10か国14都市の語彙の調査結果と比較対照することで、各都市のインフォーマントの62%から94%が、調査時点の憲法条文上の語形を回答していることを示し、言語の地域差研究としては、これらの語は他の種類の

語と別の扱いをする必要があることを提案した。また語彙調査年が近年になるほど、当該国の憲法条文上の語との一致率が低くなる傾向が弱いながらも見られることを示した。

- ③ スペイン語圏諸国の国名・首都名の形容詞形を、憲法条文上の語形とスペイン王立アカデミーが提示している語形等と比較分析した。アカデミーが提示している世界の国々の国名形容詞形を形態論から分析し、性による語形が違うものとそうでないものの分類等を提示した。またアカデミーが提示した語形は規範としてであり、現時点では、実際にはあまり用いられていないものもあることなどを示した。
  - ④ スペイン語圏各国憲法条文に示されている言語名から、公用語、先住民・少数民族言語についての規定、国際人権規約での記載との比較分析をした。
  - ⑤ 21 か国の内、16 か国は憲法に公用語規定があり、それが無いアルゼンチン、ウルグアイ、チリ、ペルトリコ、メキシコ、そして日本では、法律レベルで規定されていて、ペルトリコとメキシコは、国の公用語を規定する法律を持っている。その他の国々は、司法の場面や教育などを規定する個々の法律のなかで、各公的場面で公用語を規定していることを明らかにした。
  - ⑥ 法言語学の先行研究 (Inoue, 1991) への吟味を含め、アメリカ合衆国憲法の法助動詞と日本国憲法における表現効力について、スペイン語版における命令の意味の未来形を対比させ定量的比較をした。これは (3) ④の「立憲主義」概念の把握、再定義への言語面からの考察となる。
- (2) 在日スペイン語話者の多くをしめる出身国であるペルーのスペイン語 (アンデス・スペイン語) の研究として
- ① 現地で採集した口語スペイン語コーパスを資料に、音声、語彙、統辞の特徴について調査分析した。直接目的格弱形人称代名詞が脱落、脱落しない場合も先行詞に性、数を一致させず中性形 lo を使うこと、他動詞文を使役文として表現するといった統辞特徴など標準スペイン語との違いが見出された。これらは先住民言語ケチュア語との接触によって誘導された変化と考えられる。
  - ② ペルー国ラ・リベルタ県の高等検察庁で収集した裁判等の記録の言語分析も行った。この成果は、今年刊行予定の書籍の一章等で公開する。(なお司法分野での口語資料とするためのビデオ記録を提供するとの約束を得たものの、研究期間内の受領はかなわなかった。)
- (3) 比較憲法学の観点から、
- ① 日本とイベリアとの異なる文化の接触

により、日本における 16 世紀以降の人民主権原理 (抗議性・抵抗の姿勢) の歴史的源泉がイベリア (例えばラス・カサスの思想) にある可能性を見出した。

- ② 大航海時代の文書から読み取れる愛知県における歴史上のキリシタンの姿勢から考える現代の多文化共生の規範的意味合いを問題提起した。
- ③ 立憲君主制とされる現代のスペインと日本の共通点と相違点を明らかにした。
- ④ スペイン語圏での「立憲主義」の概念規定と使用法を明確にしつつ、ペルーにおける「立憲主義」の歴史的文脈を「統治」と「経済」の 2 つの領域からつかみ出した。この 2 つの領域の存在自体がペルーにおける憲法の歴史を指し示すが、両者に貫かれているのは、国内の権力構造のみならず、国家間の格差構造への抗議的意味合いである。これは、講学上の概念としての主権論にほかならない。ペルーの国家史に見出せる「人民による権力」と「それに基づく憲法」との〈一体的かつ統一的把握〉の可能性は、理論的に「権力制限の論理」としての従来からの「立憲主義」概念の把握の再検討を提起した。

#### <引用文献>

- ① Inoue, Kyoko. *MacArthur's Japanese Constitution: a linguistic and cultural study of its making*. University of Chicago Press, 1991.

#### 5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計 12 件)

- ① 堀田英夫、スペイン語圏諸国と日本の公用語規定、愛知県立大学大学院国際文化研究科論集、査読無、16, 2015, 1-22.  
<https://aichi-pu.repo.nii.ac.jp/>
- ② 川畑博昭、ペルー共和制史にとっての『立憲主義』の位相—『統治』と『経済』からの抗い—、新しい歴史学のために、査読無、285, 2014, 52-66.
- ③ 川畑博昭、法と開発における従属論の位相—ラテンアメリカにおけるその含意、名古屋大学法学研究科『法政論集』(杉浦一孝教授退職記念号)、査読無、255, 2014, 821-852.  
<http://ir.nul.nagoya-u.ac.jp/jspui/handle/2237/19907>
- ④ 川畑博昭、『神』を宿す『天皇制国民主権』の現在—『日本スペイン交流 400 周年比較憲法セミナー』に際して考えた君主制論、愛知県立大学大学院国際文化研究科論集 (日本文化専攻編)、査読無、15, 2014, 1-25.  
<https://aichi-pu.repo.nii.ac.jp/>
- ⑤ 川畑博昭、〈研究ノート〉イベリア大航海時代の〈文書統治〉と『日本スペイン交流 400 周年』—シマンカスとインディ

アスの二大総合文書館での特別展示一、愛知県立大学文字文化財研究所年報、査読無、7, 2014, 97-112.

<https://aichi-pu.repo.nii.ac.jp/>

- ⑥ 堀田英夫、スペイン語圏の憲法条文上の用語と日常語、愛知県立大学外国語学部紀要言語・文学編、査読無、46, 2014, 245-268.

<https://aichi-pu.repo.nii.ac.jp/>

- ⑦ 川畑博昭、「考えない主権者」を求める社会—「考えない教師」の土壌を突き止めるために、査読無、学校体育研究会同志会編『たのしい体育・スポーツ』、査読無、272, 2013, 8-11.

- ⑧ 川畑博昭、自著紹介 川畑博昭『共和制憲法原理のなかの大統領中心主義—ペルーにおけるその限界と可能性』(日本評論社、2013年)、ラテンアメリカ・カリブ研究、査読無、20, 2013, 86-88.

<https://lacsweb.wordpress.com/old/nun20/>

- ⑨ 堀田英夫、日本国憲法スペイン語訳とスペイン語圏諸国憲法における用語、HISPÁNICA、査読有、57, 2013, 49-67.  
<https://www.jstage.jst.go.jp/browse/hispanica/-char/ja/>

- ⑩ 川畑博昭、大航海時代イベリア文書における『人民主権』の原理的意味—『近代法』再考のための『主権』の『抗議性』についての覚書、愛知県立大学文字文化財研究所年報、査読無、6, 2013, 1-23.

<https://aichi-pu.repo.nii.ac.jp/>

- ⑪ 堀田英夫、スペイン語の地名形容詞、ことばの世界、査読無、5, 2013, 39-55.  
<http://www.for.aichi-pu.ac.jp/gengekou/nenpou/>

- ⑫ 堀田英夫、スペイン語圏諸国憲法の条文に見る言語、愛知県立大学外国語学部紀要言語・文学編、査読無、45, 2013, 265-289.

<https://aichi-pu.repo.nii.ac.jp/>

[学会発表] (計15件)

- ① 堀田英夫、憲法条文におけるスペイン語、英語、日本語の叙法—アメリカ合衆国憲法と日本国憲法—, 高等言語教育研究所主催第17回言語教育研究会, 2015年02月17日, 愛知県立大学長久手キャンパス (愛知県・長久手市)

- ② 川畑博昭、スペイン議会君主制 (Monarquía Parlamentaria) の現在—象徴天皇制・再考のための“比較君主制”の視点から、民主主義科学者協議会法律部会春合宿憲法分科会, 2014年3月31日, いわき新舞子ハイツ (福島県・いわき市)

- ③ GARCÍA TESORO, Ana Isabel, Seminario de metodología lingüística con corpus de español andino, Máster Oficial de la Universidad Autónoma de Madrid en

Lengua Española en Lingüística Aplicada: investigación y prácticas profesionales (招待講演) 2014年01月22日 マドリード自治大学(スペイン)

- ④ GARCÍA TESORO, Ana Isabel, La omisión de objeto en español andino, XLIII Simposio Internacional de la Sociedad Española de Lingüística, 2014年01月21日, カステイリャラマンチャ大学(スペイン)

- ⑤ 川畑博昭、ペルー憲法史と日本国憲法—非西欧地域との比較から—, 歴史科学協議会大会「世界史のなかの日本国憲法」(招待講演), 2013年11月16日, 仏教大学(京都府・京都市)

- ⑥ KAWABATA, Hiroaki, La Monarquía Japonesa en la Constitución de 1947, LA MONARQUÍA ESPAÑOLA Y LA MONARQUÍA JAPONESA EL PAPEL DEL SENADO (招待講演), 2013年11月11日, スペイン国会議会上院、マドリード(スペイン)

- ⑦ Palacios, Azucena & GARCÍA TESORO, Ana Isabel, Ya...ya en español andino: ¿foco aseverativo?, Congreso Internacional sobre el español y la cultura hispánica en Japón, 2013年10月03日, 東京セルバンテス文化センター(東京都・千代田区)

- ⑧ GARCÍA TESORO, Ana Isabel, El español de los Andes: ¿variedad estable o “español bilingüe”? , ラテンアメリカ研究センター主催アンデス・アマゾン学会共催講演会『アンデス・アマゾン研究の回顧と展望』(招待講演), 2013年7月13日, 南山大学(愛知県・名古屋市)

- ⑨ GARCÍA TESORO, Ana Isabel, Carola Mick, El sistema pronominal átono del español andino (Perú), IV Encuentro Internacional Español de los Andes (招待講演), 2013年4月12日, マドリード自治大学(スペイン)

- ⑩ GARCÍA TESORO, Ana Isabel, Variedades del español peruano. Seminario sobre Problemas de investigación diacrónica y de variación del español, Máster en Lengua Española, 2013年3月22日, Universidad Autónoma de Madrid, マドリード市(スペイン)

- ⑪ KAWABATA, Hiroaki, A proibição constitucional da existência de forças armadas no Japão, DIREITO GV - Escola de Direito de São Paulo - Fundação Getúlio Vargas - FGV, 2013年3月12日, São Paulo, Brasil, サンパウロ市(ブラジル)

- ⑫ KAWABATA, Hiroaki, A proibição constitucional da existência de forças armadas no Japão, Pontifícia Universidade Católica do Paraná-PUCPR, 2013年3月9日, Londrina, Para-

- nã-Brasil, パラナ市 (ブラジル)
- ⑬ KAWABATA, Hiroaki, Atualidade do sistema de controle constitucional do Japão, Pontifícia Universidade Católica do Paraná-PUCPR, 2013年3月8日, Londrina, Paraná-Brasil, パラナ市 (ブラジル)
  - ⑭ GARCÍA TESORO, Ana Isabel, Construcciones causativas en español andino peruano, 東京スペイン語学研究会, 2013年2月16日, 東京外国語大学 (東京都・府中市)
  - ⑮ 堀田英夫, 日本国憲法スペイン語訳における用語について, 2012年度 日本イスパニヤ学会 第58回大会, 2012年10月13日, 愛知県立大学長久手キャンパス (愛知県・長久手市)

[図書] (計 3件)

- ① 現代憲法教育研究会編 (川畑博昭、倉持孝司、近藤 真、寺川史朗、中富公一、濱口晶子、前原清隆), 法律文化社, 憲法とそれぞれの人権 [第2版], 2014, 248 (155, 183) .
- ② 愛知県立大学歴史文化の会編 (丸山裕美子、長屋隆幸、上川道夫、井上佳美、山村亜希、達 志保、大塚英二、山田正浩、小川裕紀、樋口浩造、杉本草平、三山沙織、中島 茂、小野田拓未、井戸 聡、今野 元、與那覇潤、山本かほり、糸魚川美樹、川畑博昭、他計25名), 昭和堂, 大学的愛知ガイド——こだわりの歩き方, 2014, 296 (257-269) .
- ③ S. de los Heros & M. Niño-Murcia (ed.) [GARCÍA TESORO, Ana Isabel], Georgetown University Press, *Fundamentos y modelos del estudio pragmático y sociopragmático del español* [13. Lengua y educación], 2012, 400 (307-330) .

[その他]

ホームページ等

[http://www.geocities.jp/hijo\\_de\\_sus\\_obras/kaken/index.html](http://www.geocities.jp/hijo_de_sus_obras/kaken/index.html)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

堀田 英夫 (HOTTA, Hideo)  
愛知県立大学・外国語学部・教授  
研究者番号： 90128637

### (2) 研究分担者

ガルシア・テソロ アナ・イサベル (GARCÍA TESORO, Ana Isabel)  
東京大学・教養学部・准教授  
研究者番号： 20584072

川畑 博昭 (KAWABATA, Hiroaki)  
愛知県立大学・日本文化学部・准教授  
研究者番号： 50423843